

# 琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、  
防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393</a>

米單施設調査報告

取扱注意

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

防衛施設庁作成の「沖縄における  
米軍施設の現状等に関する調査結果  
報告」に関するコメント

4.5.5.30  
米北 / (吉川)

本件報告書(別添)に関するコメント、次の  
とおり。

1. 本件報告書を発表するに当たっては、米側  
の事前了解を取付けなければならないこと

を要する。

2. 内容について

(1) 第1項及び第5項において、一部不適  
当な字句、例として、「琉球の」等を

訂正すること。なお、第7項は(関係法令  
の)説明につき、二つ字の差支えを認め

考慮。

(2) 第6項「軍用地借上げ等問題」

を、12月12日付連報告(法律  
時報、1968年3月号)を参考として取

纏めたい旨に思ふが、政府機関の  
公式発表として相応しくない表現が

多い。

特に、米側を非難する如き記述

がある外、沖縄住民の斗争に於て  
勝ちとつたかの表現、また「職業

と、2つの、輸送料/石に取得  
したアメリカンが一律に認めら

(の役に過大に) (修正)

る等の表現がある。

従って、本項は大中に修正し、客観  
的事実の記述に止めたいことを要する。

各関係者  
宛  
宛  
宛  
宛

防衛施設庁  
報告書  
北米米林課  
北米米林課  
北米米林課

防衛施設庁の米軍施設調査

報告書「取組」について

防衛施設庁 報告書 北米米林課 (防衛)

本件調査報告書(別添)について、防衛施設庁  
より、6月3日及び4日に、新聞発表を予定す

る旨連絡越していただき、右について、下記の  
点の問題があること、~~報告~~防衛施設庁に

関し、  
① 本件報告書中、政府内、参考資料  
とあること、外部への公表は行方不明

こと、  
② 防衛施設庁側と報道関係者との  
関係上、見直しと得た場合、~~理由~~

口頭で、本報の事実のみを説明すること、  
見直しと得た場合、~~事前~~米側と  
外務省に通知

の内、発表内容について、打合せの上、行方  
こと、2点に申し込めること、~~然る~~

参考資料

防衛施設庁自体者より

聴取したことは、同庁の報道対策、  
統括調整、~~判~~に、~~た~~に、~~た~~に、~~た~~に、~~た~~に、  
こと、~~事件~~、SOFA TASK GROUPの  
委員の代表たる大司馬事務官より、~~鏡江~~行長に

直接行方不明の最も適当と参ります。

記

~~本件調査~~

1. 米側との関係、  
本件調査団 (防衛施設庁の  
現在計画中の常務

関係調査団も、~~中~~への地位協定適用  
準備のため、日本政府側の検討資料収集

目的と、~~米側~~も、~~本件調査団~~  
の調査に積極的に関与し、~~米側~~も、~~本件調査団~~  
資料提供等

従って、この種調査の結果を各都府  
公表するに自体に問題あり、防衛施設

事例に及ぶ染病及びその影響を米側、とくに  
地理地米軍関係者に与えることは、今後の  
(とくに直接防衛は6月中旬に予定された第1回作調査)  
12月1日の調査計画等に討ち半側の協力態度  
に悪影響を及ぼすおそれがあること。

2. 日本政府印内の問題。  
本件報告書の内容は、大蔵省の所管する

国庫有地の問題、法務省の調査調査と  
進められた土地問題等と合致するところ。

報告書に於て、  
これらの問題については取り扱われないこと。  
と、大蔵省、法務省と十分打合せを要

する。政府印内の資料として、防衛施設  
のあり、その関係と子と母ともして取扱

の2-面中、5. ±12.21問題 につき、本件報告  
書の付録の形で外部に公表される

外部の状況、  
場合には、政府の考案として受け取らる  
ことになり、その結果、今後更に所産を

必要とする。

3. 内容上の問題  
本件報告書の記述、とくに土地問題については

記述には、別添の吉川事務官の3/12にもおき、  
同年連報告と同様にその表現の致し方と

と、3. 仮に、同年連の指摘が事実として  
し、この場合は、政府の考案として

明らかになることは、今後の土地問題等、及び  
5/19国難に及ぶ、容易に扱われることと考

本件報告書に於て  
らる。よって、この種問題の取扱いは、

上記2の条も、内閣府と十分協議を  
行い、この外に公表すること

絶対に行うべきである。